

登録販売者資質向上対策部会 議事録

- 1 と き 平成 26 年 12 月 10 日（月）午後 2 時～午後 4 時
- 2 ところ 大阪府公館
- 3 出席委員 5 名（岡本委員、長船委員、竹内委員、谷澤委員、野依委員）
- 4 内 容

（1）開会のあいさつ（寒川薬務課長）

（2）議題 1 「登録販売者の資質向上対策について」

◎進行（長船委員）

本日は、登録販売者の資質を向上させるための行政の役割について、取りまとめていきたい。

●事務局（幸喜）〈資料 3、4〉について説明

- ・登録販売者に対して継続的な研修体制が確立されていない。
- ・医薬品を販売する際、専門家による適切な情報提供がなされていない。

などの問題について、大阪府知事に意見を求められ、大阪府薬事審議会では〈資料 3、4〉のとおり、答申した。（平成 23 年 8 月）

●事務局（幸喜）〈資料 5、6、7、追加資料（2 種）〉について説明

平成 21 年 6 月に医薬品販売制度（以下、「新法」という。）が改正され、薬局開設者等は従事者に対する研修が義務付けられた。研修には、自らが行う「内部研修」と外部の研修実施機関がおこなう講習会等を受講することによる「外部研修」がある。

新法施行後、毎年、厚生労働省が新法の遵守状況について調査をおこなっている。〈資料 6、追加資料（2 種）〉

調査の結果、新法で定められた「特に従業員に対する研修」が十分に実施されていないということが判明し、厚生労働省より研修の実施を促す通知が発出された。〈資料 5〉

大阪府に届出があった外部研修の実施機関一覧〈資料 7〉

●事務局（幸喜）〈資料 8、9〉について説明

来年 4 月より、登録販売者試験制度が見直され、これまで登録販売者試験の受験資格として求められてきた実務経験要件が不要になる。今後は、試験合格後の研修等が益々重要になる。

○岡本委員

研修内容が重要である。

不適切な登録販売者に対しての指導はどうか。

○野依委員

試験合格後の研修体制の構築が必要である。

研修内容が重要である。

○谷澤委員

研修義務の規定はあるが、雇用者に課せられたものであり、登録販売者個人には課せられていない。

大阪府薬剤師会では、大阪府医薬品小売商業組合と連携して、研修をおこなっている。参加者については、意識の差があるように思う。知識を習得しようと意欲的な方もたくさんおられるが、中には、参加するだけの方もおられる。

来年 4 月より、これまで登録販売者試験の受験資格として求められてきた実務経験要件が不要になる。実務経験の証明が難しいという理由で制度を変えたのであれば、おかしい。机上の学習だけ

では習得できない知識もあり、実務経験は重要である。

○竹内委員

登録販売者協会は、年4回研修を実施している。受講率がなかなか増えない。研修を受講しなくても、行政から指導されることがなく、また、罰則規定がないことも理由の一つであるとする。

研修義務の規定は、登録販売者個人に課せられたものではないことも背景にある。

◎進行（長船委員）

研修を受講した場合、受講証を発行することになっているが、その受講証をどのように活用しているか。

○竹内委員

登録販売者協会では、受講証を研修手帳に貼付し、研修の記録を残すようにしている。現在までに、研修手帳を会員に450冊、非会員に300冊配布している。行政庁が店舗等に立入調査した際には、研修手帳により、研修記録を確認して欲しい。

◎進行（長船委員）

研修は、生涯にわたって受講するものとするが、“ベテランの登録販売者には資質が十分あり、研修は受けなくてよい”という風なことにはなっていないか。

○竹内委員

生涯続く自己研修だと考えている。登録販売者協会では、平成16年より年6回研修会を開催しており、600～700人が参加する。

◎進行（長船委員）

ある資格を取得した場合、取得後一定の研修を経てから、資格者として世に出るものだと思う。研修を受けたことを証明する受講証は、府民の安心安全につながる。これまで登録販売者試験の受験資格として求められてきた実務経験要件が不要になるのであれば、研修実施を徹底するなど何らかの対策が必要ではないか。

●事務局（高木）

厚生労働省が登録販売者試験の受験要件（実務経験）を不要にすると検討を始めたときに、本府としては登録販売者の資質の向上のために実務経験が必要と認識しており、販売従事登録の要件として、2年間の実務経験を設けることを厚生労働省には要望を行った。

研修を実施したからといって、すぐに資質が向上するわけではない。継続して研修を実施し、資質を向上していくことができるような環境づくりが重要である。

府には外部研修機関として13機関から届出がされている。これらの機関が実施する研修内容は、厚生労働省のガイドラインの要件を満たしており、一定の水準が確保されている。

不適切な登録販売者に対する指導や登録販売者の資質向上対策については、大阪府内の保健所設置市とも連携して進めていきたい。

◎進行（長船委員）

外部研修のガイドラインや実務経験要件が不要になることを踏まえて、ご意見いただきたい。

○岡本委員

通知により周知をはかり、不適切なものに対しては指導するということはわかるが、その後どうするのか？

○野依委員

外部研修機関が実施する研修内容について、指導することはあるか？

●事務局（高木）

これまでは指導実績はない。（厚生労働省のガイドラインの要件を満たしており、問題なかった。）

○谷澤委員

研修を受講する動機付けが必要である。研修義務の規定があり、雇用者に課せられているという認識がされていないように思う。従業員である登録販売者が、雇用者に「研修を受講させて欲しい」と言えるくらい制度を周知してほしい。

現在、薬局を健康情報拠点とする事業を進めている。幅広い健康ニーズをくみ取って、適切に医療につなげる入口となるよう取り組んでいる。薬局において、医薬品販売業務に携わる登録販売者もいる。しっかり、行政が周知して、登録販売者の研修が実施されるようすることで、資質の向上につなげて欲しい。

○竹内委員

登録販売者協会では、一定の資質を有すると認められた登録販売者を「認定登録販売者」とする制度を設けており、現在、100人以上が認定されている。

◎進行（長船委員）

雇用条件に「年間12時間以上の外部研修を受講させる」ことを明記させるなど対策もあると思う。これから、新しい医薬品が発売されるであろうし、医薬品の販売区分も変わるであろうから、継続的に最新の知識を取り入れていく体制が大切である。

●事務局（高木）

法制度の範囲で最善策をとりたい。

◎進行（長船委員）

これまで本部会では“対策”を検討してきたので、“推進”に移す時期と考えるが、登録販売者の受験資格が見直され、より一層、登録販売者の資質を向上させるためには、基本に返り、研修を充実させることが肝要と考える。従って、行政庁である大阪府に対し

- ①研修義務について周知を図るための通知の発出
- ②研修の自己点検票の作成
- ③研修にかかる監視の強化
- ④研修義務について周知を図るためのチラシ等の配布

という4つの取り組みを進めていくことをお願いすることによってよろしいか。

○全委員

異議なし

◎進行（長船委員）

それでは、現在の骨格に“肉付け”していく。必要に応じて、委員の先生に相談する。

（3）議題2「その他」

●事務局（八重津）〈資料10〉について説明

平成26年6月12日に薬事法（現「医薬品医療機器等法」）が改正され、インターネットによる医薬品の販売が可能となった。店舗外の者についても医薬品を販売できるようになったため、販売の際の情報提供が適切になされるよう明文化された。登録販売者による医薬品の情報提供も重要視されており、資質の向上が必須である。